

岐阜聖徳学園大学附属幼稚園園則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本園は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神である宗教的情操を基調として幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 本園は、岐阜聖徳学園大学附属幼稚園という。

(位置)

第3条 本園は、岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入園できる者は、満3才から小学校入学の始期に達するまでの幼児とする。

(修業年限)

第5条 修業年限は3年とする。

(収容定員及び学級編制)

第6条 収容定員は200人とし、学級編制を次のとおりとする。

	学 級 数	収容定員
3年保育	3 組	60 人
2年保育	2 組	70 人
1年保育	2 組	70 人
計	7 組	200 人

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。ただし、園長が必要と認めた場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 園長が指定する土曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日

- (4) 春期休業日 3月25日から4月8日まで
- (5) 夏期休業日 7月20日から8月31日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月8日まで

第3章 授業日時及び教育課程

(授業日時)

第10条 本園の授業日時数は次のとおりとする。

- (1) 毎学年の教育日数 39週以上
- (2) 1週の教育日数 5日
- (3) 1日の教育時数 4時間を原則とする

(教育課程)

第11条 教育課程は前条及び幼稚園教育要領の基準により、園長が定める。

第4章 証書の授与及びほう賞

(証書の授与)

第12条 園長は、所定の教育を修了したと認めた者には、修了証書を与える。

(ほう賞)

第13条 園長は、心身の発達が著しく、他の模範となる者をほう賞することができる。

第5章 入園、退園、転園及び休園

(入園、退園、転園及び休園)

第14条 入園、退園、転園及び休園しようとする者は、本園所定の手続きにより園長の許可を受けなければならない。

第6章 職員組織

(職員組織)

第15条 本園に次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 主任
- (4) 教諭
- (5) 講師
- (6) 事務職員
- (7) 園医
- (8) その他

- 2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副園長は、園長の指示のもとに、園長の職務を代行する。
- 4 主任は、園長及び副園長を補佐し、園務を整理する。

第7章 授業料・入園料及び入園検定料等

(入園検定料)

第16条 本園の入園検定料は5,000円とする。

(学納金)

第17条 本園の学納金は次のとおりとする。

- (1) 入園料 30,000円
- (2) 授業料(月額) 27,700円

2 前項に定める学納金のほか、必要により教材費及びその他必要な費用を別に徴収することがある。

(納入及び納入金の減免)

第18条 園児が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 園児が休園したとき、又は特別の事情があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から、授業料等納入金の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第19条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退園を命ずることがある。

(納入金の返還)

第20条 既に納入した授業料・入園料及び入園検定料は、原則として返還しない。

第8章 補 則

(施行細則)

第21条 この園則の施行に必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

この園則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この園則は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この園則は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この園則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（納入金（授業料）の改定）

この園則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（学納金の改定）

- 1 この園則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第17条に規定する授業料は、令和2年度入園児から適用する。
- 3 令和2年3月31日に在園する園児の授業料の額は、第17条の規定にかかわらず月額27,200円とする。
- 4 中途入園する者は、入園する学年の学納金を適用する。